

2022年度規制改革要望 —人・地域・グリーン—

【概要】

2022年9月13日

(一社) 日本経済団体連合会

I. 基本的考え方

- ポストコロナを見据え、Society 5.0の実現に向けた制度構築が急務。鍵を握るのは「人」であり、あらゆる人材が活躍できる環境を整え、その価値創造力を最大化することが不可欠。加えて、活躍の場となる地域活性化・GX（グリーントランスフォーメーション）も残された課題
- そこで、「人の活躍促進」「地域活性化」「GX」をテーマに63項目を取りまとめ

II. デジタル改革の積み残し（2021年度の再要望） 9項目

- 1 柔軟な働き方を実現する環境整備
 - ・年次有給休暇の取得義務の緩和（No.1）
- 2 業務効率化等による働き手の生産性向上
 - ・給与明細等の電子化要件の緩和（No.5）
 - ・薬剤師の対物業務の効率化（No.8）等

III. 多様な価値創造を実現する規制・制度改革（新規要望） 54項目

1 人の活躍促進

- (1) 多様な働き方・キャリアへの対応
 - ・建設・電力の資格者関連要件緩和（No.16~18）
- (2) スタートアップの躍進
 - ・公共調達制度の見直し（No.20）
 - ・外国人起業家の在留資格取得要件の緩和（No.22）
- (3) 外国人材の活躍促進
 - ・特定技能の対象分野・届出の見直し（No.29~32）
 - ・専門士の技人国取得要件緩和（No.33）
- (4) 健康を支えるヘルスケアサービスの多様化
 - ・医行為該当性の明確化（No.36,39,41）等

2 地域活性化

- ・無操縦者航空機の試験的商用飛行の実現（No.48）等

3 GX

- ・郊外型水素スタンドの貯水槽設置要件緩和（No.57）
- ・環境配慮型コンクリートの活用促進（No.58）等

基本的考え方

- ポストコロナを見据え、Society 5.0の実現に向けた制度構築が急務。鍵を握るのは「人」であり、あらゆる人材が活躍できる環境を整え、その価値創造力を最大化することが不可欠
- 多様な働き手や、外国人、スタートアップなど様々な「人」が、**地方**や、**グリーントランスフォーメーション (GX)** 等、経済合理性では測れない分野においても活躍できる社会を実現すべき
- そのために、より柔軟性の高い、ゴールベースの規制への改革が必要



各分野の要望例

- No.16 建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化
- No.17 電気主任技術者の確保に向けた資格制度の見直し
- No.18 オフサイト水素スタンドにおける保安統括者の経験要件の緩和

有資格者の配置・活用について、学歴・経験要件ほか各種規制を見直すべき
⇒各分野での人材不足の解消に加えて、**活躍・キャリアアップの機会が拡大**

建設 監理技術者等

建設業法第26条等

出向社員であっても
恒常的な雇用関係と
みなす**特例の対象を拡大**

電気主任技術者

電気事業法の規定に基づく主任
技術者の資格等に関する省令等

- ①電気工事士についても
経験・研修により資格**取得可
能化**
- ②外部委託点検に必要な経験
年数を研修により**短縮化**

保安統括者 (水素スタンド)

高圧ガス保安法第27条の2等

オフサイトについて
製造経験要件
(6か月以上)の**撤廃**

【現在】親会社⇔連結子会社
【改革後】親会社⇔非連結子会社、連結会社間

スタートアップの更なる起業・成長に向けて

- No.20 スタートアップの更なる活用に向けた公共調達制度の見直し
- No.22 スタートアップ拠点形成に向けた外国人起業家の在留資格取得要件の緩和

外国人起業家による**在留資格取得要件**やスタートアップの**公共調達参加要件**を緩和すべき

⇒「世界最高水準のスタートアップフレンドリーな制度」を実現

公共調達への参入上限の見直し

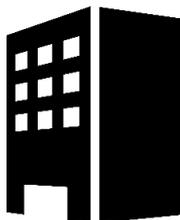
(会計法第29条等)

【現在】

予定価格範囲

300万円～

300万円～



官公庁

J-Startup
以外



J-Startup



J-Startup地域版企業も
上限なく参入可能に

外国人起業家の在留資格取得要件緩和

(出入国管理及び難民認定法

第七条第一項第二号の基準を定める省令等)

大学と提携している、プライム上場企業より出資を受けているなど、要件を満たせば、

経営
・
管理

- ① コワーキングスペースを事業所に
- ② 最低資本金を引き下げ

特定
活動

- ③ 起業準備期間の資格外活動を容認

外国人材の受入れ・活躍を後押しする

■ No.32 特定技能所属機関による定期届出頻度の見直し

特定技能外国人受入れ企業に義務付けられる、**定期報告の頻度を見直すべき**
 (出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の18等)

⇒受入れ企業の**労務管理業務の削減・特定技能制度の活用促進**

受入れ状況・活動状況や支援計画の
実施状況等に関する届出



ヘルスケアサービスのイノベーション加速

- No.36 遠隔健康医療相談で実施可能な行為の拡大
- No.39 疾患の予防を目的としたヘルスケアデータの解釈・生活改善提案の実現
- No.41 医療機器の装着・測定における医行為該当性の明確化

医師法第17条に定める「医行為」の範囲・該当性がわかりにくいことが、様々な技術やサービスの活用を阻害

⇒範囲を明確化・緩和することで、ヘルスケア分野のイノベーションを促進



遠隔健康医療相談

(看護師等による
疾患名の列挙、
診療科の案内等)

緩和



遠隔健康医療相談の
利用促進に

生体データの解釈

(スマートウォッチや
遺伝子検査サービス等)

緩和



アプリ等を活用した
予防策の提案が可能に

医療機器の脱着

(ホルター心電計等)

明確化



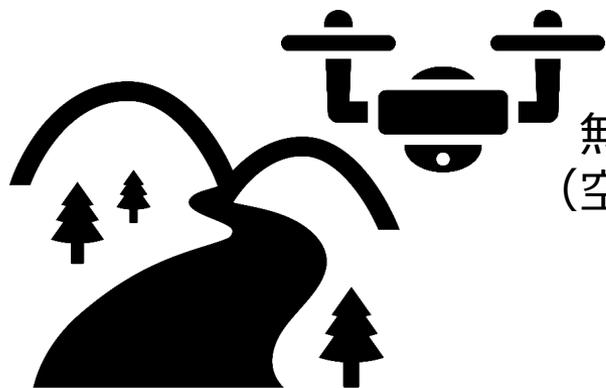
通院せずとも、患者・
ケアギバーによる
装着が可能に

新たなモビリティの活用促進

■ No. 48 無操縦者航空機の試験的商用飛行の実現

耐空証明のない**無操縦者航空機**の離島・山岳部等における試験的な物流用途の**商用飛行**等を認めるべき（航空法第11条、第87条等）

⇒物流等サービスの社会実装加速、**空におけるモビリティ強化**



無操縦者航空機
(空飛ぶクルマ等)



現在

- 商用飛行は不可
- 耐空証明を得るにも膨大な試験飛行が必要

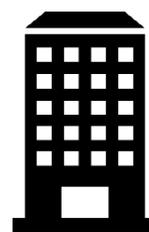


規制改革後

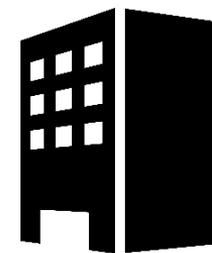
- 耐空証明がなくても、離島や山岳部での試験的な商用飛行が可能に

手続面の緩和も必要

- 自作航空機に関する試験運行等の許可申請の承認期間の拡大
- 離発着場を一定程度広範なエリアに設定しての飛行の許可



申請者



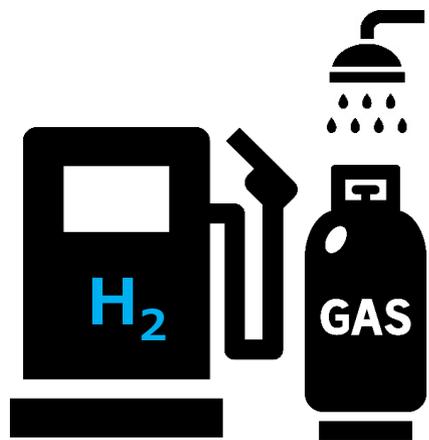
国土交通大臣

- No.57 郊外型水素スタンドにおける貯水槽設置要件の緩和
- No.62 屋上への太陽光パネル設置時における架台の下部空間の有効活用

再生可能エネルギーの発電・活用設備にかかる要件を緩和すべき
⇒太陽光・水素エネルギーの普及拡大、カーボンニュートラルの実現へ

郊外型水素スタンドの貯水槽 設置要件緩和

(一般高圧ガス保安規則第7条の3
第1,2項等)



郊外型スタンドにおいても、都市型同様蓄圧機に設置される散水装置への給水を上水道から直接可能に
(※現在は貯水槽の設置が必要)

太陽光パネルの下部空間の有効活用

(既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて
(通知))

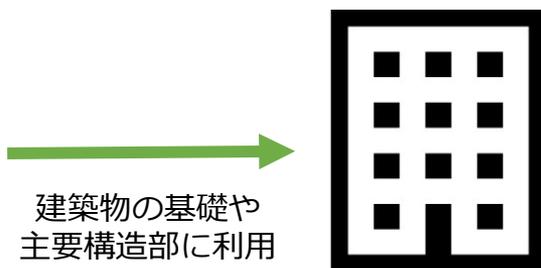


屋上の電気・空調設備機器等の上部に設置する場合、容積率における床面積の計算対象から除外

環境配慮型コンクリートで 建築物の低炭素化を促進する

■ No.58 脱炭素社会に向けた環境配慮型コンクリートの活用の促進

建築物への**環境配慮型コンクリート**利用時の手続きを簡素化すべき
 (建築基準法第37条、平成12年建設省告示第1446号)
 ⇒**建築物の低炭素化の促進**



☹️ 建築物ごとに構造方法の大臣認定
 (建築基準法第20条)

😊 指定建築材料 (建築基準法第37条)

① 指定JISに適合

② 技術的基準への適合の大臣認定

● セメントを使用しないコンクリートは、
指定建築材料と認められず、
建築物への利用時の手続きが**煩雑**



● 告示で定めた技術的基準を改め、
指定建築材料として利用できるよう
なれば活用促進に

